

第1回 取手市自転車活用推進会議

日時 令和3年5月28日(金) 14時
会場 取手市役所議会棟大会議室

第8回とりで観光フォトコンテスト入賞作品「みなみかぜ」

(1) 自転車活用推進計画の概要について

ア) 計画策定の背景

平成29年5月 自転車活用推進法の施行

平成30年6月 自転車活用推進計画が閣議決定

平成31年2月 いばらきサイクルツーリズム構想の策定

平成31年3月 いばらき自転車活用推進計画の策定

令和 元年9月 自転車の活用推進に関する請願採択

令和 3年4月 取手市自転車活用推進会議設置要綱の施行

令和 3年5月 第1回取手市自転車活用推進会議の開催

〈自転車活用推進法の基本理念〉

1. 自転車による交通が、二酸化炭素の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音振動を発生しない
という特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
2. 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
3. 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
4. 交通の安全確保が図られること

〈自転車活用推進計画の基本方針〉

- ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備
- ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性に奇与する人材の育成及び資質の向上
- ⑥自転車安全に奇与する人材の育成及び資質の向上
- ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進
- ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力向上
- ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援

〈実施主体の役割分担〉

県	国や関係機関などとも連携しながら自転車活用に係る先導的な取組を全県的に推進する
市町村	地域の関係者の巻き込みを図りながら県の取組を補完しつつ、自転車活用の推進に資する独自の展開をする。
民間・団体等	行政などと連携しながら、民間活力などを活かして、自転車活用の推進を図る。

〈推進計画の位置付け〉

- ◆推進計画は、市の自転車政策に関する最上位の計画となる。
- ◆施策内容や実施場所、推進主体、実施スケジュール等をできるだけ具体的に記載するとともに、計画の策定にあたっては関係する部局や団体などが連携することにより、計画の実現。実行可能性を高める。

「地方版自転車活用推進計画 策定の手引き」より抜粋

イ) 茨城県内の動向

いばらき自転車活用推進計画の概要(平成31年3月策定)

①茨城県の自転車を取り巻く現状と課題

- ・自転車交通空間の整備
- ・交通安全教育の徹底、意識の向上
- ・健康寿命の延伸や子どもの体力向上
- ・観光誘客のツール



現状の課題に対して、施策目標及び実施施策を決定

②茨城県の自転車活用に向けた施策目標

1. サイクルツーリズムの推進による地域の活性化
2. 自転車交通の役割拡大に向けた自転車交通空間の整備
3. 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
4. 自転車を活用した県民の健康増進

※サイクルツーリズムとは自転車を活用した観光形態・観光旅行における移動手段の一つとして自転車を利用すること

③実施施策 ※いばらき自転車活用推進計画より一部抜粋

- ・誰もがいつでも手軽にサイクリングを楽しめる環境の構築(PII)



多言語とピクトグラムを使用したサインの例



いばらきサイクリングサポートライダー養成講座の実装講習

③実施施策 ※いばらき自転車活用推進計画より一部抜粋

・いばらき自転車ネットワーク計画に基づく整備促進 (P17)



自転車通行空間の整備



注意喚起
サインの例



矢羽根・交通安全の
施策の例

③実施施策 ※いばらき自転車活用推進計画より一部抜粋

・多様な交通安全教育の促進(P19)



未就学児への安全教育



自転車シミュレータによる
安全教育の例

③実施施策 ※いばらき自転車活用推進計画より一部抜粋

・健康増進等につながる自転車活用の促進 (P25)



自転車通勤体験プログラム講習会



茨城県庁舎の駐輪場

県内市町村の策定状況

《策定済み市町村》 8市町村

石岡市 (H31年)

土浦市、笠間市、神栖市 (R1年)

那珂市 (R2年9月)

水戸市、かすみがうら市、茨城町 (R3年3月)

《策定中の市町村》 5市町村

R3年度以降策定予定

常総市、つくば市、筑西市、行方市、取手市

(2) 取手市自転車活用推進会議の役割等について

ア) 推進会議設置要綱

要綱名 取手市自転車活用推進会議設置要綱

施行日 令和3年4月26日

推進会議の所掌事項 ※設置要綱第2条

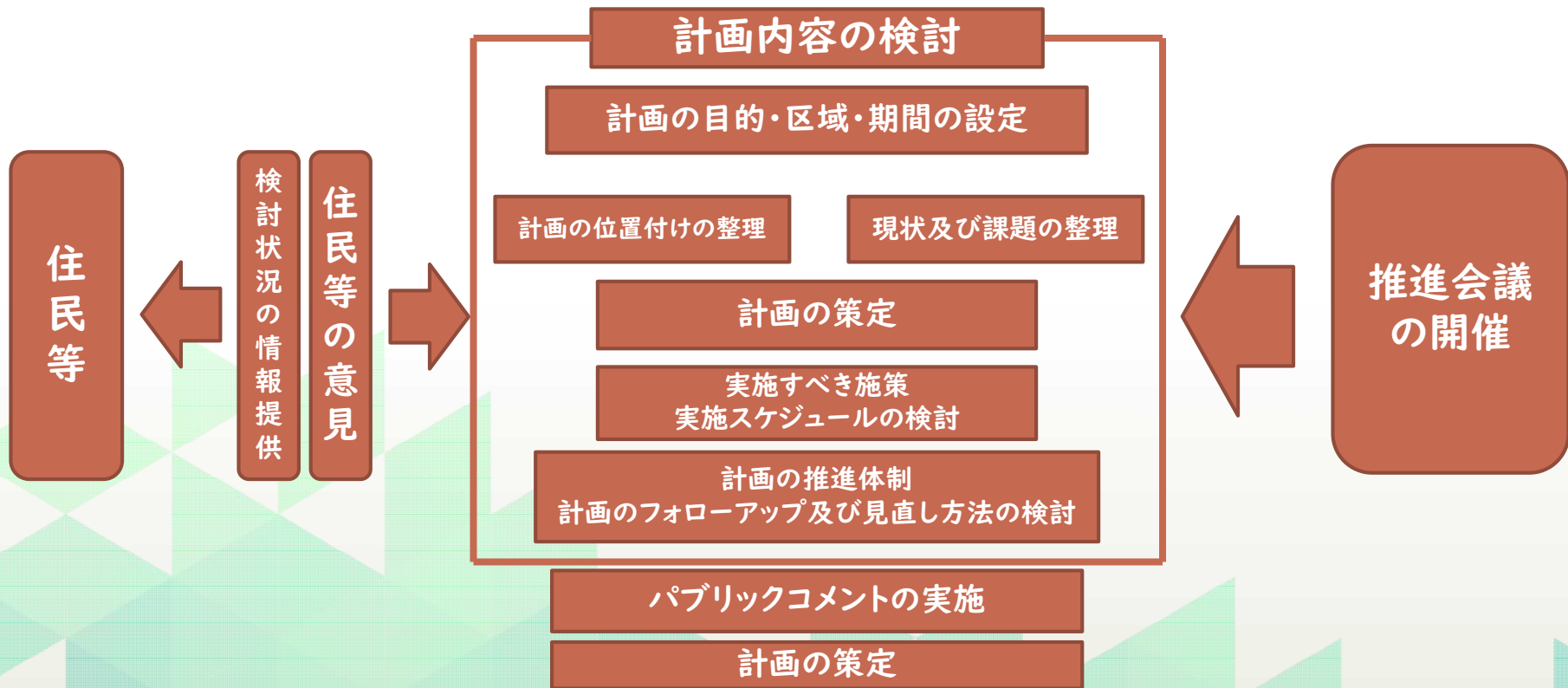
- 1) 推進計画の策定及び変更に係る検討に関すること
- 2) 推進計画の啓発に関すること
- 3) その他自転車活用の推進に関し必要な事項

イ) 計画策定に向けた検討体制

- ・施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行うためにも、計画に関連する関係者による協議会を設置し、検討する。
- ・協議会の構成メンバーには、各種交通事業者、道路管理者、都道府県警察本部とし、加えて、有識者、想定される施策に関係する団体、まちづくり活動団体、教育委員会、一般市民等

「地方版自転車活用推進計画 策定の手引き」より抜粋

《計画の策定手順・検討内容》



ウ) 推進会議の構成組織

区分	組織名
学識経験者	筑波大学、自転車専門家
地域	取手市バイコロジー運動推進協議会、取手小中学校PTA連絡協議会 取手市商工会
交通安全	取手警察署
スポーツ	取手市スポーツ協会サイクル部、日本競輪選手会茨城支部 茨城県自転車競技連盟
交通事業者	東日本旅客鉄道(株)、関東鉄道(株)
市議会	取手市議会
国	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 守谷出張所 国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所 取手出張所 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 藤代出張所
県	茨城県スポーツ推進課、茨城県竜ヶ崎工事事務所、茨城県自転車競技事務所
市	取手市

エ) 市内推進会議の構成組織

区分	組織名
政策	政策推進課
都市計画	都市計画課
道路管理	管理課
道路建設	道路建設課
安全対策	安全安心対策課
公園管理	水とみどりの課
学校教育	学務課
スポーツ	スポーツ振興課
健康づくり	健康づくり推進課
市民協働	市民協働課
環境	環境対策課
観光・商業	産業振興課

《計画策定スケジュール》

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回推進会議		■										
第1回庁内推進会議		■										
アンケート調査			■	■	■							
第2回推進会議					■							
第2回庁内推進会議					■							
現地視察 モデルコース試乗						■	■	■				
第3回推進会議								■				
第3回庁内推進会議								■				
パブリックコメント										■	■	■
第4回推進会議												■
第4回庁内推進会議												■

(3) 取手市の自転車施策及び資源について

①CST (サイクルステーションとりで)



取手駅西口前にある将来的に幅広い用途での使用も意識した自走式の駐輪スペースと、機能性に優れた機械式を組み合わせたハイブリッド駐輪場。駐輪台数873台（機械式456台、自走式417台（うち原付80台）

②取手緑地運動公園・利根川サイクルステーション



取手駅から徒歩5分にある利根川の河川敷を利用した約45haの面積を誇る取手を代表する運動公園。公園内には、サイクリングロードがあり、市営レンタサイクル施設では県内でも珍しいタンDEM自転車(2人乗り)や電動アシスト付自転車、子供用キックバイクを無料で利用できる。

③小堀（おおほり）の渡し



利根川を渡る観光船（とりで号）として親しまれており、対岸は取手小堀地区と千葉県我孫子市につながっている。乗船定員は12名で自転車、原動機付き自転車（50cc以下）は1人1台まで無料で積載可能となっており、サイクリストにも好評である。1運航経路200円（1周400円）※令和3年5月現在、コロナの影響により定員は8名（8台）まで

⑤取手競輪場・サイクルアートフェスティバル



茨城県内唯一の県営自転車競技施設。場内には競輪関連施設のほか、トリックアートやバリエーション豊富なグルメが堪能できる。毎年11月には「サイクルアートフェスティバル」が催され、競輪選手との触れ合いや、フリーマーケット、物産展、自転車無料安全点検、豪華景品がもらえる模擬レース等、家族で1日楽しむことができる。

⑥春のとりでクリテリウム(取手緑地運動公園)



取手緑地運動公園で毎年春に開催される、茨城県自転車競技連盟・サイクルロードレース協会主催の自転車競技大会。未就学児から上級者まで幅広い年代で参加ができる。クリテリウムとは、自転車競技・サイクルロードレースの一つで短距離で舗装された道路などを周回する競技。

⑦茨城シクロクロス取手ステージ(小貝川リバーサイドパーク)



小貝川リバーサイドパークで毎年秋に開催される、茨城シクロクロスつくば事務局主催の自転車競技大会。ナショナルランキング対象レースとして、全国・海外からも参加する選手がいる。シクロクロスとは、オフロードで行われる競技。地元の飲食店等も数多く出店し、賑わいをみせている。

議題

議案第1号 会長及び副会長の選出について

取手市自転車活用推進会議設置要綱

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議案第2号 取手市自転車活用推進会議に係る会議録の公開の取扱い（案）について

取手市自転車活用推進会議設置要綱第6条第6項及び「取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドライン（令和3年4月1日施行）」に基づき、原則として公開する。また、会議録の作成等については、下記のとおり取扱いとする。

〔会議録の作成方法について〕

- (1) 会議録は、原則として要点筆記による作成とする。
- (2) 要点筆記であっても次の事項（※別紙資料参照）については必ず記載する。
- (3) 会議録における発言者の特定については、発言者が特定されることによって活発な議論の妨げとならないよう、発言者名は「会長」及び「委員」と表記する。
- (4) 会議を行った時は、速やかに事務局である産業振興課で会議録を作成し、会議録を確定する。
- (5) 会議録の確定に当たっては、会長及び副会長が会議録を確認する。

議案第3号 自転車活用推進に係る施策目標及び検討課題 について

《取手市の自転車活用推進に係る基本方針(案)》

誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現

《取手市の自転車活用推進に係る施策目標(案)》

1. 自転車事故のない安全で安心な社会の実現 【安全安心】
2. サイクルツーリズムの推進による地域の活性化 【観光振興】
3. 自転車を活用した市民の健康増進 【健康増進】
4. 自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備 【環境整備】

茨城県の基本方針及び施策目標に準じて設定することとする。

議案第4号 自転車市民アンケート調査の実施（案） について

1) 郵送によるアンケート調査の実施

- ア) 調査対象 15歳以上80歳未満の市民（基準日：令和3年4月2日）
- イ) 調査内容 基礎情報、利用状況、安全対策、交通ルール、施策の必要性
危険箇所、施設利用状況、イベント、自由記述等
- ウ) 調査方法 住民基本台帳から無作為抽出2,000人に郵送配布
- エ) 調査期間 令和3年6月中旬～7月中旬予定

2) 市内高校生アンケート調査の実施

- ア) 調査対象 市内公立高校（取手第一高校、藤代高校を予定）
- イ) 調査内容 基礎情報、利用状況、安全対策、交通ルール、施策の必要性
危険箇所、施設利用状況、イベント、自由記述等
- ウ) 調査方法 アンケート用紙直接配布・回収
- エ) 調査期間 令和3年6月中旬～7月中旬予定

基調講演 「国内における自転車施策の課題・取組事例について」

講師 自転車ツーキニスト 疋田 智 先生

【疋田 智 先生プロフィール】

1966年宮崎県生まれ。

東京大学文学部美学藝術学科卒。同大大学院工学系研究科都市工学科修了。

自宅から会社までの通勤に自転車を使う“自転車ツーキニスト”の草分けとして、自転車の乗り方、楽しみ方、ひいては自転車行政の形、理想的な都市交通のあり方などを論ずる。

TBSラジオ「ミラクル・サイクル・ライフ」パーソナリティ、NPO法人自転車活用推進研究会理事、東京都市大学（環境情報学）非常勤講師、学習院大学生涯学習センター非常勤講師、東京サイクルデザイン専門学校非常勤講師。

自転車関連の著作に「電動アシスト自転車を使いつくす本」（東京書籍）「新自転車“道交法”BOOK」（樫出版社）「ものぐさ自転車の悦楽」（マガジンハウス）「自転車の安全鉄則」（朝日新書）「自転車ツーキニスト」（光文社知恵の森文庫）「自転車生活の愉しみ」（朝日文庫）など。

